

新潟県における経営安定対策への対応状況

1 いよいよ始まる経営安定対策

品目横断的経営安定対策が、いよいよ今年度から開始される。現在、米、大豆の申請手続きが進められており、申請締め切り（7月2日）までにどの程度の農家が申請し、どの程度の面積がこの制度でカバーされるか注目される。

既に麦（秋播き）については昨年秋に申請手続きが済んでいるが、麦はこの制度に乗らないと助成金（「ゲタ」の部分）が得られなくなるため、麦作農家のほとんどが申請し作付面積はほぼ前年並み（正確には前年の97%で9千ha減少）を確保することができた。大豆についても、麦と同様に本制度の対象にならないと助成金をもらえなくなるため高いカバー率になる見込みであるが、米については、「ゲタ」（条件不利補正交付金）の部分がなく「ナラシ」（収入減少影響緩和交付金）のみであるため、加入しない農家も多く出る見込みである。

農村の現場でこの制度がどう受け止められ、その結果、今後農業構造がどう変化していくのであろうか。日本最大の米産地である新潟県における対応状況を見てみたい。

2 新潟県の稲作の概況

周知の通り、新潟県は「新潟コシヒカリ」で有名な米どころであり、米の作付面積は12万ha、生産量は65万トン（06年）で、ともに北海道を抜いて全国第1位である。米の生産額は1,903億円で農業生産額の63%を占め、米

は新潟県を代表する生産物である。新潟県の稲作農家（販売農家）は80千戸、平均作付面積は1.5haであり、都府県の平均（1.0ha）より5割大きい。一方、麦の作付面積は453ha（大麦のみ）大豆の作付面積は6,450haで、米に比べて非常に少なく、収量も低い。

新潟県の農家戸数は107千戸（うち販売農家82千戸）で、10年前に比べて17.4%減少した。特に、小規模農家の減少率は大きく、1ha未満の農家は過去20年間で半減し、「土地持ち非農家」の数は50千戸（05年）に達している。こうした中で、一部の農家は規模を拡大し作業受託面積も増やしているが、稲作農家の多くは田植機（所有率76%）やコンバイン（同74%）を所有している。

第1表 新潟県の経営規模別農家戸数 (単位 戸, %)

区分	1985	1995	2005	95/85	05/95	
自給的農家	22,034	20,240	24,517	8.1	21.1	
販売農家	0.5ha未満	21,850	16,824	11,130	23.0	33.8
	0.5～1.0	42,344	32,456	22,497	23.4	30.7
	1.0～1.5	25,763	20,182	15,066	21.7	25.3
	1.5～2.0	16,803	13,314	10,181	20.8	23.5
	2.0～3.0	17,585	14,827	11,575	15.7	21.9
	3.0～5.0	8,085	8,659	7,850	7.1	9.3
	5.0ha以上	1,058	2,399	3,712	126.7	54.7
計	155,522	128,901	106,528	17.1	17.4	

資料 農林水産省「農業センサス」

3 経営安定対策への対応状況

農林水産省は、米について経営安定対策の加入率の目標を、09年度までに米作付面積の5割、初年度（07年）は稲作所得基盤確保対策加入面積（75万ha）の5割（米作付面積の22%）としている（日本農業新聞07年3月26

日)。5月末までの申請状況は初年度目標の6割の22万haになっているが、地域によってかなり差があり、最終的に加入率(面積)が1割にも満たない県も出る見込みである。

新潟県庁によると、3月末時点で米作付面積の37%はカバーできる見通しとなり、申請締め切りまでに5割に乗せるべく努力しているとのことであった。ただし、面積カバー率が5割を超えている市町村がある一方で、2割に満たない市町村もある。地域による差は、農業構造や農協の取組みの差によるものであり、一般に規模拡大が困難な中山間地域の加入率は低い。

4 認定農業者と集落営農

新潟県では規模拡大志向のある稲作農家が比較的多く存在し、新潟県の認定農業者数は11,801(07年3月末、うち6割が稲作が主)で、1年間で2割近く増加した。そのため、経営安定対策の申請者は集落営農より認定農業者のほうが多く、面積で9割は認定農業者が占めている。

一方、集落営農は200足らずであり、隣県の富山県に比べて集落営農の取組みは進んでいない。これは新潟産米の価格が他県産に比べ高いため(注)、新潟県では個別農家で稲作を行ってもなんとか採算がとれるということがあると考えられる。

(注)05年産のコメ価格センター入札価格平均(60kg)でみると、全国平均(15,128円)に比べて、新潟コシヒカリ(一般)(18,303円)は2割、魚沼産コシヒカリ(24,579円)は6割高い。

しかし、新潟県においても、米価が傾向的に低落しているなかで多くの稲作農家は今後

に不安感を持っており、稲作農家戸数は減少している。経営面積3ha以上の農家(農家数の11%で経営面積の4割を占める)は認定農業者として経営安定対策(認定農業者の場合4ha以上が条件、ただし中山間地域の特例あり)に加入する可能性があるが、農家の9割を占める3ha未満の農家は、集落営農を組織しないと経営安定対策に加入できない。

5 集落営農推進の課題

このように、今後新潟県で経営安定対策の加入率が増加するか否かは、中山間地域等における集落営農の組織化にかかっているが、集落営農組織化の最大の障害は経理一元化であり、農家は稲作の収支について財布を一つにすることに抵抗感を持っている。また、将来の担い手が確保できていない地域が多いことも集落営農が進まない大きな要因であり、さらに、個々の農家が米を販売する場合は消費税納税が免除されるが、集落営農にして販売金額が10百万円を超えると消費税の支払い義務が生じるという問題もある。小規模な稲作農家は今回の制度に加入するメリットを感じておらず、現在は中古農機を買うなどによりコスト削減に努めている。

いずれにせよ、農家の1割しか対象にならないような今回の制度では農家の稲作に対する意欲は衰え、小規模稲作農家の多くは現在の農業機械が使えなくなった時に稲作をやめていく可能性がある。その時に、その受け皿としてどの程度集落営農の組織化が進むかが注目される。

(主任研究員 清水徹朗)